

平成28年4月6日開催

高崎市第21回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長（今井 隆） それでは、ただいまから第21回農業委員会農地部会を開催いたします。

なお、きょうは全員出席でございます。

次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよいか皆様に伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、議席番号10番、福田誠委員並びに19番、青柳隆委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、書記の任命については、事務局、中山主査を任命いたします。よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず始めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

1番 当初許可は第5条許可、契約内容は所有権の移転、転用目的は土地分譲用地でございます。取消理由は契約内容に不備があり実行に至らなかったとのことです。また、関連案件として第5条許可申請ナンバー35が提出されています。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○部会長 異議なしとの声が出ましたので、承認することにいたします。

次に、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。住宅を建てる計画がなくなったためとのことです。変更後の契約内容は売買、転用目的は露天資材置場でございます。また、関連案件として第5条許可申請ナンバー30が提出されています。

2番 当初許可は第5条許可、契約内容は売買、転用目的は住宅用地でございます。諸事情により計画が実行できなくなったためとのことです。変更後の契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。また、関連案件として第5条許可申請ナンバー36が提出されています。

3番 当初許可は第4条許可、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます。経営状況の改善のため当初計画を変更したいためとのことです。変更後の契約内容は売買、転用目的は貸露天資材置場及び貸露天駐車場でございます。また、関連案件として第5条許可申請ナンバー51が提出されています。

4番 当初許可は第5条許可、契約内容は売買、転用目的は工場用地でございます。経営状況の改善のため当初計画を変更したいためとのことです。変更後の契約内容は売買、転用目的は貸露天資材置場及び貸露天駐車場でございます。また、関連案件として第5条許可申請ナンバー52が提出されています。

○部会長 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

はい。

○依田会長 ちょっと1つ。申請ナンバー2番なのだけれども、許可をもらったのが昭和49年と30年以上たって、こういう諸事情によりではなくて、こんなものはいいかげんな計画で申請をとっているとしたら我々には見えないよね。だから、こういうのは今の法律では多分何ら罰則規定というのはないのだと思うのだけれども、次に計画変更で何かどこかでそういう罰則規定を設けていかないといけないのかな。そうではないと、昔、手もつけずに永遠と置いていたやつが諸事情によりだとかというのは。30年たったなら諸事情なんか変わるに決まっているのだから、その辺のところを何か考えていかないといけないのかなというのが1つです。

それと、申請ナンバー3番のところは、持ち主が小八木に住んでいるのかな。権利者は。

○事務局 権利者は、こちら当初計画者の欄でございます。法人に当時の5条許可にて売買をもう既に済ませておりますので、現在の所有者とすると、こちら当初計画者のほうになっております。

○依田会長 当初計画者が法人で継承者が個人で、同じ人がやるということで、やる場所が榛名の下金井原ということですか。

○事務局 はい。

○依田会長 資材置場。工場との距離はどのくらいだろう。これは、工場は隣にあるのかな。

○事務局 工場は、ちょっと離れているのですけれども。

○依田会長 何か、いろいろの理由が整合性のないような気がするのだけれども。とんでもないところに工場ができて、とんでもないところに住んでいて、とんでもないところに資材置場ができるのでは。

○事務局 もともところらの当初許可のとおり、工場をこちらに建てかえる計画があったのですが、実際にはちょっと。この計画も完全についたわけではないですけれども、当面としてはやはり剣崎にある会社のところに資材が大分たまってしまっているの、こちらに置きたいということで申請がありました。

○部会長 これ、剣崎では家からそんなに離れていない。ちょっとよくわからないのだけれども、当初計画者は、電機屋でどういう資材置場の。電機屋さんて、どういう仕事をしているのかな。製造しているの。

- 事務局 置く物なのですけれども、置く物というか、まず半分ぐらい駐車場になりまして、あとは資材置場は屋外に置ける配電盤と、盤内部品ですとか、あと2トントラックですとかを置く計画となっております。
- 依田会長 普通なら剣崎に工場があれば、剣崎に土地を探すというのが当然の常識だけだね。金井原までだってかなり距離があるよ。
- 部会長 従業員は何名ぐらい。
- 事務局 従業員なのですけれども、済みません、こちらについてはまだ確認がとれておりません。大変申しわけございません。
- 依田会長 事前協議済みですから、もうそれはいいのだと思いますけれども。
- 部会長 はい、どうぞ。
- 9番加藤委員 9番、加藤なのですが、先ほど会長が言ったその変更後に古い前の許可したものが出ているのです。最近許可したものは何年かたつと確認するという何かありましたか。
- 依田会長 編入されてしまうというのは。
- 部会長 あれは除外だろう。
- 9番加藤委員 あれは除外。計画変更はないのだけ。
- 事務局 最近の転用許可、平成25年から前にも幾つかそのお話をさせていただいたこともありますが、今完了報告というのを出していただく、義務づけをさせていただいています。許可証とともに、その中に条件を付していきまして、条件としまして許可証を交付する際に完了報告、もし完了しない場合は進捗報告を出しなさいというふうになっています。そこに返ってこないものにつきましては、こちらのほうで転用の完了報告が出ていないだけでもという話を、通知を送りまして、もしそこがまだ未転用のものであれば、計画を見直すのか、それとも取り消しするかというのを促しておりますので、平成25年からそこら辺が徹底されていますので、そういったことはないかと思えます。ちょっとそれ以前のものは、そういった催促をしておりませんので、こういう形で載かってしまうことがあるかと思われます。
- 9番加藤委員 では、やっぱり以前はそこに遡及しないから、もう古いやつがまた出てくる可能性もあろうと。
- 事務局 そうですね、はい。
- 9番加藤委員 はい、わかりました。
- 部会長 ほかにございますか。
- 全員 なし。
- 部会長 よろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 部会長 それでは、承認することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 申請人より申請取下げ願が提出されましたので、取り下げとなりました。

2番 現地確認をしたところ、経営農地の一部が適切に利用されていないことが確認されました。来月までに是正される見込みがあることから、今月につきましては保留としていただきたいと思います。

3番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請です。

4番 契約内容は売買、自宅近くの農地を取得し効率良く耕作したいという申請です。

5番 契約内容は売買、申請地を買い受け野菜畑として、経営規模の拡大を図りたいという申請です。

6番 契約内容は売買、自宅から近い申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

7番 契約内容は賃貸借、所有者が耕作できなくなった農地を活用し、農業経営の規模拡大を図りたいという申請です。

8番 契約内容は賃貸借、所有者が耕作できなくなった農地を活用し、農業経営の規模拡大を図りたいという申請です。

9番 契約内容は売買、自作地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

10番 申請人より申請取下げ願が提出されましたので、取り下げとなりました。

11番 契約内容は売買、自作地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

12番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請です。

13番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請です。

14番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請です。

15番 契約内容は贈与、申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいという申請です。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ2件を除いた13件でございます。この13件につきましては、別紙で配付いたしました農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられることをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。1番が取り下げ、2番が保留、10番が取り下げということですが、それでよろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、それ以外のものについて、申請案件について、これより審議をいたします。質疑をお受けいたします。

どうぞ。

○8番瀧野委員 8番の瀧野ですが、ナンバー3なのですが、これは譲受人、譲渡人、

これは多分親子だと思えるのですけれども、その譲受人の住所が前橋となっているのですけれども、これはどういうこと。耕作には支障がないのでしょうか。

○部会長 事務局、誰かわかる人。

○事務局 ちょっと今調べていますので、お待ちください。

○8 番瀧野委員 多分実家に農機具なんか置いてあって、そこへ通ってきてやっているのだとは思えるのですけれども。

○14 番吉田委員 実際は譲受人のお父さんがやっているのです。

○9 番加藤委員 親子でしょう。

○14 番吉田委員 だから、経営移譲年金をもらったか。

○9 番加藤委員 農業者年金の関係。

○14 番吉田委員 そうです。

○9 番加藤委員 それで、経営移譲して。形上だけ。農業者年金。

○部会長 事務局。

○事務局 今お話にあったとおり、経営移譲の関係なのですが、以前利用権で吉井町の場合、利用権で経営移譲年金を受けていたのですが、こちらが利用権では本来の目的とは違いますので、それを改めて農地法3条で経営移譲したいということで今回の申請に至っています。ちなみに、通作距離なのですが、ちょっとありまして約30キロぐらいで1時間というふうに伺っております。

以上でございます。

○8 番瀧野委員 一応形上ということですね。はい、わかりました。

○部会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○依田会長 この申請ナンバー15番は、差し上げます、いただきましょうという贈与でいいのかな。

これは、全然関係ない人でしょう。

○部会長 どうぞ。

○事務局 譲受人の奥さんになるのですけれども、その奥さんに対し、譲渡人が弟さんに当たるということで、遠方に住んでいるということで耕作ができないため耕作してほしいということで贈与になりました。

○依田会長 なるほど。はい、了解しました。

○部会長 ほかに異議がなければ、許可してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 相続にて取得した申請地に自己用住宅を建築したいという分家住宅の申請です。

○部会長

事務局の説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー5については、事前調査案件でございます。

それでは、事務局ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は賃貸借、工場の増築により社員用駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請です。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、今回は第3班の調査ですので、調査班長の小野関委員さんから報告をお願いいたします。

○4番小野関委員 農地法第5条許可申請審議、ナンバー1について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者2名、仲介業者1名、代理人1名、計4名の出席でした。

質問1 今回業務拡大に伴い、工場の増築をされたそうですが、場所はどちらになりますか。また、社員数もふえるのですか。

回答 現在ある社屋の南側に2階建ての工場を増築しました。社員も100人ほどふえる予定のため、駐車場が不足となり申請をいたしました。

質問2 申請地の真ん中に用悪水路が流れていますが、ふたなどはしますか。

回答 農業用水路ですので、ふたなどは特にせず、そのままの形となります。

質問3 申請地内に外灯の設置はしないのですか。

回答 はい。害虫等の心配もありますので、とりあえず外灯の設置はしないで利用する予定です。必要であれば、設置を考えたいと思っております。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

どうぞ。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

外灯について補足いたします。改めて確認したところ、外灯は設置しないとのことでした。

○部会長 外灯は設置しないということですね。この近くだと田があったよね、田んぼがね。ないほうがいいのかもしいね。

皆さんのほうから質疑受けます。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 契約内容は賃貸借、スポーツを通じた地域活性化を目的とした総合型地域スポーツクラブを運営しており、多くの方にスポーツを中心とした教室・大会を提供すべく申請地をグラウンド用地として借り受けたいという運動場及び露天駐車場の申請です。

○部会長 事務局の説明が終わりました。これは、班長の報告はございません。先ほど事務局から説明したけれども、これは先日の事前協議で井田さんのほうからでしたよね、たしか。

○6番井田委員 はい。

○部会長 この車の移動のことでちょっと心配されて質問されましたけれども。今の説明、よろしいでしょうか。

○6番井田委員 バスは、多分、町内の道は狭くて通れないと思うから、例えば応援とか何かが来たら一般の車両がということではちょっと聞いてみたのですが。

○部会長 一般車両ね。

○6番井田委員 ええ。応援とか見学というのがあった場合に、その車が多く、町内を何度も通るかな、と思ったのですけれども。

○部会長 そういう心配もあつたらしいので。その点、よく。

では、事務局。

○事務局 先ほど説明の中で、近隣、南側の住宅の方たちにも工事が始まる前には説明をさせていただきたいということですので、その際は井田委員さんももし説明会とかありましたら、またご指導いただければと思っております。お願いいたします。

○部会長 ほかに、皆さんのほうから質疑をお受けします。

どうぞ。



○19 番青柳委員 青柳です。3万平米という地で、ここ河川敷の中なのですけれども、盛り土だとか何かをするようになってくるのですか。開発のほうでもうしているのでしょうか。

○部会長 どうぞ。

○事務局 済みません。実際に盛り土するとか、そういったものはこちらの今の計画の段階では具体的には示されていないのですが、恐らくグラウンドの整備はしますので、多少土を盛ったり平らにする可能性はあるかと思えますので。現状ならして、あとは河川がすぐ近くにありますが、また水がつかれることも考えて、流されないようにしたいというふうには伺っているのですが、多分固めて、それとあと地盤を強固にするということは考えられるかと思えます。済みません、具体的な断面図がございませんので、どのぐらい土を盛るかというのはわかりませんが、ご容赦いただきたいと思えます。

以上でございます。

○部会長 まず、整地にして表面に幾らか……

○19 番青柳委員 場所がわからないので、どのぐらいになるか。高さ、高低差というのがよくわからないのだけれども。反対にこれだけの工事をして、土砂の搬入でもするときになれば、ダンプがすごいだらうから、反対に、その来る人よりかは事前に説明するとかしないと、住宅団地の中なので、えらいことになるような気がするので、だから聞いてみたのだけれども。

○部会長 その点について。

○事務局 それにつきましては、説明会の前にうちのほうでまた代理人を通じまして、申請人のほうには、そういった工事についても気をつけていただくように配慮くださいという話は、許可する際にはさせていただきますと思えますので、よろしく願いいたします。

○19 番青柳委員 許可する前から言わなければ。それ、できてからでは言われても困るから。

○依田会長 井田委員、あそこはそんなに段差はないよな。

○6 番井田委員 はい。多分、段差はないですよな。

○依田会長 田んぼだからね。

○6 番井田委員 そう。でも、やっぱり盛り土しなければ。雨降れば……

○19 番青柳委員 盛り土しなければ、だって雨降れば、みんな川に流れてしまうのだから。だから、そこが一番大変だと思うのだけれども。大開発だから。また出入口がよくないよな。

○6 番井田委員 狭いですよね。ダンプは多分入っていけないよね。大型ダンプは。

○部会長 どうぞ。

○9 番加藤委員 9番、加藤ですが、先ほど井田さんが質問を事前にされたようなのですが、バスはこの施設まで入れないということですか。

○部会長 マイクロと言ったね、今。

どうぞ。

○事務局 一応堤防上の道は、4メートル幅員があるということでして、今、図面の最初に小さくて申しわけないのですが、堤内にもマイクロバスの駐車場がございます。図面上の駐車場の西側にちよっと少し区画が長いところがあるかと思えますが、それがマイクロバスを止める箇所となっております。

ります。

○9番加藤委員 では、ここは大型バスは入れないという前提条件。

○事務局 そうですね、大型バスにつきましては、堤内の雑種地のところにクラブハウスができるわけですが、堤、その脇が大型バスの駐車場ということで。

○9番加藤委員 では、そこ、団地のところに入って行く。ちょっとよく見えない。その近くまで行けるの、クラブハウスの。

○事務局 そのところの雑種地。申請地の南側、四角いところは、2枚目ですか、2枚目の開発地域の、こちらの下の方の飛び出しているところ、こちらにクラブハウスと大型バスの駐車場といたしますので、大型バスにはここまでという話になります。

○9番加藤委員 だから、その県道からここまでバスが入れるということ。

○事務局 そちらにつきましては、幅員6メートルというふうに伺っていますので。

○9番加藤委員 入れるのだ。

○事務局 通って通れなくはないのですけれども、確かに地元の方の迷惑になる可能性はあるので、譲り合いになるのかなとは思われます。入って入れなくはないかと思えます。

○9番加藤委員 たまたま今日花見に行ったのですけれども、あそこに菊池町のサッカー場がありますけれども、今春休みだから結構マイクロも来ていますし、実際にはバスも来ているのですよ。だから、先ほど土曜、日曜と言ったけれども、やっぱり子供たち対象にすれば、春休みや、夏休みもあるわけですから、ある程度やっぱり大きな車というのは規制をかけたほうがいいかなという感じしていましたので。

○19番青柳委員 あそこでサッカーやっているから広げているわけけれども、普通のところは、あそこは個人だから広げられないだろうから。

○依田会長 なかなか理解しづらいのだけれども、土手と土手があつてこの中に利根川が流れている。こっちの川の中へ入っているほうが堤外ですから。こっちから、安全なほうに守られるほうは堤内という呼び方をしますよ。我々が見ると、こっちが堤外で、こっちが堤内だと思うけれども、建設省なんかというのは河原の中のほうが堤外。

○9番加藤委員 ですから、事前に説明会とかいろいろあるわけですから、最初から言っていたときは、やっぱりある程度規制かけたほうがいいかなと思います。大型がちょっと無理ならやっぱりマイクロまでというような感覚で話をしていったほうがいいのかなというふうに思います。どうでしょう。

○部会長 どうぞ。

○事務局 先ほどちょっとお話を補足でさせていただいたところに、事業者としましても、大型がこちらに送迎に来るという想定までしていませんで、マイクロは主に少年のサッカーのクラブチームが主だというふうに伺っていますので、大型がそんなに頻繁に入るというよりも、マイクロが多くなるのではないかとというふうに想定しているということで伺っております。

以上でございます。

○部会長 皆さんからいろいろ意見を、いろいろ心配するところはあるので、その旨よく申請者に、

よくお話ししてもらって。

○依田会長 サッカーだから、1回バスで入ってくれば、出たり入ったりいう頻繁にするということではなくて、2時間なり、3時間そこで停車してということになるから。頻繁にということではないと思うのだけれども、ただ入ってくるであろうと。

○部会長 ちょっといろいろ質問出ましたけれども、それではあれですか、ナンバー2につきまして異議がなければですが、ちょっとそういう質問に困ってしまうけれども。

○依田会長 この間の鶏舎と同じで地元の説明会を丁重にしてもらって、ちゃんと困窮策をとって、進めてくださいという注意をつけ加えてということだね。

○部会長 つけ加えて、許可相当として今度は農業委員会ネットワーク機構、意見聴取してよろしいか伺いますということですが、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。それでは、これにてナンバー3に移ります。

それでは、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

3番 契約内容は売買、申請地を買い受けて資材置場及び仮植場として利用したいという露天資材置場及び仮植場の申請です。

○事務局 事務局よりナンバー3の説明が終わりました。

それでは、調査班長から報告をお願いします。

○4番小野関委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取り調査した結果について報告いたします。

なお、当日は代理人（譲受人の妻）1名の出席でした。

質問1 周囲には柵やフェンスを設置いたしますか。周辺には小学校等はありませんが、資材置き場が子供の遊びになってしまうと危険ですので、安全面に配慮していただきたいと思います。

回答 現在のところ考えておりませんが、設置を検討したいと思います。安全面については配慮していきます。

質問2 仮植場ということですが、庭木を植えるのですか。

回答 はい。庭木のための仮植場です。

質問3 申請地西側の道路は現状狭いですが、資材置場というトラックの出入りがあるかと思われます。地元から道を広げてほしいという話も聞いておりますし、道の拡幅についてはどのように考えていますか。

回答 道路を広げてほしいという話は聞いております。現段階では申請地南側の譲り受け人自宅敷地の一部を道路拡幅のために寄附する計画です。

以上の質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次に、ナンバー4に移ります。

それでは、事務局、ナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

4番 契約内容は売買、太陽光発電事業拡大のため申請地を買い受け発電所を建設したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長から報告をお願いします。

○4番小野関委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー4について、申請人から聞き取り調査した結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者1名、代理人1名の計2名の出席でした。

質問1 譲受法人の所在地は北海道ということですが、関東近辺での太陽光発電所の設置の実績はありますか。

回答 本社の所在は北海道ですが、東京に支店がありまして、私はその支店に勤務しております。実績でございますが、茨城県で多数ございます。高崎市では初めてでございますが、群馬県内での実績はございます。

質問2 法人名を見ますと、電力事業が中心の会社と見受けられますが、ほかにはどのような事業をしていますか。

回答 現状は、主として太陽光発電事業を行っております。また、北海道の本社では介護事業も行っております。

質問3 安全対策として事業地をフェンスで囲むようですが、急なり面の箇所にも手を加える計画はありますか。

回答 いいえ。現状のまま利用し、雨水対策としてU字溝を設置いたします。

質問4 雨水対策として流水を受ける形で300ミリのU字溝を2カ所新設し、そのU字溝から道路側溝までの間は、200ミリのポリエチレン管で接続する計画のようですが、菅の区間は急勾配なので受け切れるということの問題はないのですか。また、急勾配で道路側溝に放流するようですが、勢いがよ過ぎてあふれたりしませんか。

回答 U字溝から菅の接続については、菅のほうが急勾配なので問題はございません。また、道

路側溝への放流については、受け口にますを設けますので十分対応できるようになっております。

質問5 事業地内の草管理はどのような計画ですか。

回答 防草シートを設置する計画です。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、ナンバー4につきまして異議がないということですので、許可相当とすることにいたします。

次、ナンバー5です。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

5番 契約内容は使用貸借、義父より申請地を借り受け太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

○部会長 ただいまナンバー5の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○4番小野関委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受人1名、代理人1名の計2名の出席でした。

質問1 申請地まで入る道が狭いですが、施工に問題ありませんか。また、民家も近くにありま

るので、近隣住民への配慮をお願いいたします。  
回答 一般の太陽光発電設備の工事に比べると、小分けにして機材を運ぶことにはなりますが、問題はございません。また、施工に際しまして、近隣住民への事前説明等をしっかりしたいと思

質問2 申請地は東向きに勾配があり、東側隣地には農地があります。大雨が降ると土砂が流出することも考えられますが、雨水の対策はどのように考えておりますか。土どめはしないのですか。

回答 雨水の流量計算した結果を踏まえ、浸透ますを多目に設置しておりますので、敷地内で処理ができると思います。また、造成はならず程度で大幅な地形変更はありませんので、雨水の流れは現状とそれほど変わらないと思います。以上のことから、土どめについては考えておりません。

質問3 パネル下に防草シートを敷く予定はありますか。

回答 現時点では決定していませんが、管理のしやすさも考えて設置も検討しております。

質問4 周囲にフェンスを設置する計画はありますか。

回答 道路に面している部分については設置を考えていますが、予算の関係もあり、検討中です。

東側については設置する計画はございません。

質問5 近くには小学校もありますので、安全面を考えてフェンスを設置したほうがよいかと思  
います。

回答 はい。農業委員の皆様のご意見を参考にさせていただき、設置する方向で検討していき  
たいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長より報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 それでは、ナンバー5につきまして、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワ  
ーク機構に意見聴取してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。  
それでは、これより一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅  
を建築したいという一般住宅の申請です。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を買い受けて住  
宅を建築したいという一般住宅の申請です。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を買い受けて住  
宅を建築したいという一般住宅の申請です。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅  
を建築したいという一般住宅の申請です。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築し  
たいという一般住宅の申請です。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を買い受けて  
住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を買い受けて  
住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしており、生まれ育った地元にて自己用住宅を持ちたく  
申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

14番 契約内容は使用貸借、妻の実家で同居しているが手狭なため申請地を母より借り受けて  
住宅を建築したいという分家住宅の申請です。

15番 契約内容は賃貸借、資材置場が手狭なため申請地を借り受けて使用したいという露天資

材置場の申請です。

16 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供も生まれ手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

17 番 契約内容は賃貸借、工場を増築するにあたり申請地を借り受けて工事用駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請です。なお、一時転用の申請であるため期間が定められています。平成 28 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までです。

18 番 契約内容は賃貸借、工場を増築するにあたり申請地を借り受けて工事用駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請です。なお、一時転用の申請であるため期間が定められています。平成 28 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までです。また、ナンバー17 とは関連案件です。

19 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

20 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

21 番 契約内容は使用貸借、申請地を母より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

22 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供の成長に伴い手狭になったため申請地を祖父より借り受け住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

23 番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでおり自社近くの申請地を資材置場として借り受けたという露天資材置場の申請です。

24 番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

25 番 契約内容は賃貸借、県道の用地買収に伴い店舗を移転することになったため申請地を借り受けて新店舗及び露天駐車場として使用したいという店舗及び露天駐車場の申請です。

26 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

27 番 契約内容は売買、建設業を営んでおり交通の便の良い申請地を資材置場として取得したいという露天資材置場の申請です。

28 番 契約内容は売買、実家暮らしをしているが独立したく、申請地に自己用住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

29 番 契約内容は売買、公共事業の買収に伴い工場を移転することになったため、申請地を取得し工場を建築したいという工場の申請です。

30 番 契約内容は売買、土建業を営んでおり自宅隣地の申請地を資材置場として譲り受けたという露天資材置場の申請です。また、議案第 2 号 許可後の計画変更申請ナンバー 1 の関連案件です。

31 番 契約内容は贈与、長年自宅の敷地として使用してきた申請地が農地法の許可を得ていな

かったため是正したいという宅地の敷地拡張の申請です。

32 番 契約内容は使用貸借、子供も生まれ手狭になり申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

33 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭になり申請地を義父より借り受け住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

34 番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが子供の成長に伴い手狭になったため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

35 番 契約内容は売買、事業に適した申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請です。また、議案第1号 許可取消願ナンバー1の関連案件です。

36 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。また、議案第2号 許可後の計画変更申請ナンバー2の関連案件です。

37 番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電事業を行いたいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

38 番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて近隣の養護学校の学童のための施設を開設したいという福祉施設の申請です。

39 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

40 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に近く条件に合った申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

41 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため条件に合った申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

42 番 契約内容は賃貸借、墓地参拝用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて利用したいという露天駐車場の申請です。

43 番 契約内容は売買、既存の墓地に隣接する申請地を買い受けて墓地を拡張したいという墓地の申請です。

44 番 契約内容は売買、申請地周辺を中心として農業を営んでおり圃場近くに集荷場を建築し作業効率の向上を図りたいという農業用施設及び露天駐車場の申請です。

45 番 契約内容は賃貸借、申請地周辺を中心として農業を営んでおり、観光農園の圃場に隣接した申請地を利用者や作業員の駐車場、休憩所及び農機具小屋としたいという農業用施設及び露天駐車場の申請です。また、ナンバー44とは関連案件です。

46 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて分譲住宅用地として販売したいという分譲住宅用地の申請です。

47 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

48 番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。



49 番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受け太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

50 番 契約内容は地上権の設定、申請地に地上権を設定し、太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

51 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて代表を務める法人の露天資材置場及び露天駐車場として利用したいという貸露天駐車場及び貸露天資材置場の申請です。また、議案第2号 許可後の計画変更申請ナンバー3の関連案件です。

52 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて代表を務める法人の露天資材置場及び露天駐車場として利用したいという貸露天駐車場及び貸露天資材置場の申請です。また、議案第2号 許可後の計画変更申請ナンバー4及び5条許可申請ナンバー51の関連案件です。

○部会長 ただいま事務局よりナンバー6からナンバー52までの説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。なお、37番は30アール以上ということで、ネットワーク機構に意見聴取することができるという案件ですから、皆様に許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか先に伺います。

どうぞ。

○19番青柳委員 この会社なのですけれども、これは太陽光発電するのにつくった会社。何かやっている。

○部会長 どうぞ。

○事務局 そうですね。太陽光発電を目的とする会社ということで処理をさせていただいております。

○19番青柳委員 では、これは最近つくったということ。

○事務局 会社設立が平成26年9月でございます。

○19番青柳委員 わかりました。

○部会長 先に37番の質疑受けます。

ほかにございますか。

○全員 なし。

○部会長 なければ、ナンバー37につきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、まず初め伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

それでは、これより、それ以外の案件について審議に入ります。よろしくお願ひします。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次、議案第6号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、本案件については、中澤委員に關係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第24条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとありますので、中澤委員の一時ご退出をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(7番中澤委員 退席)

○部会長 それでは、事務局、説明のほうよろしくお願いいたします。

○事務局

議案第6号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について

1番 競売期間は平成28年5月10日から平成28年5月17日までです。耕作を目的とした第3条許可を前提とした買受適格証明願の申請です。1番のほかに同内容の申請が2件提出されています。また、4番につきましては、申請人の都合により取り下げとなりました。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

ただいま説明ございましたが、ナンバー4は許可要件がちょっと整っていないと。取り下げするということです。

それでは、ナンバー1からナンバー3の審議に入ります。

質疑をお受けします。

どうぞ。

○16番鎌田委員 16番、鎌田です。これは、もともとここにうたってありますように、第3条許可なのでよね。耕作をすることが大前提となっております。そうなりますと、この倉淵の方、申請ナンバー2番のほうは何か市民農園ということで今お聞きしましたが、市民農園というのは、いろいろ種類があるようですけれども、公社に任せるとか、自分でやるとか、農林課と相談するとかという方法があるようですけれども、どういう方法とるのか知りませんが、とにかく耕作を前提とする中で、全員協議のときにもどなたか質問されておりましたけれども、果たして耕作ができるのかという問題が、誰しもみんな思い当たるところだと思うのです。私が言いたいのは、こういう問題の中で議案書を出す前に、事務方ともうちょっと突っ込んだ話をさせていただきたいなど。事務方のほうも一つの希望としてお願いしたいというふうに思いますので。こういう案件が出てきたら、後、よく言いますけれども、イエスかノーしかないのです、そういうことで考えますと非常に。これは、田んぼですから、畑ではないわけですよ。そうすると、そこを埋め土にして畑にするとかという、こうやってお金もかかる。田んぼで耕作するとなれば、それなりに機械も必要だ。では、どうして運ぶのだ。それは、やる人がそういう決意を持ってやるのでしょうけれども、審議をする側とすれば、非常に不安な部分もあろうかと。そんな気もしますので、整合性というか、釈然としない部分があるのかなと思うのですけれども。そんな感じで。

○部会長 ちょっと疑問視するような点が見受けられるという部分。

○16番鎌田委員 そういうことですね。

○部会長 事務局のほうで今の質問に対して、どう。

では。

- 事務局 3条の適格の場合は、当然3条の申請の写しがついておりまして、今回の一番の課題につきましては、保有農機具はトラクターが2台、田植え機が1台、バインダーというのが2台、あと耕運機が2機という形で伺っております。運ぶ車に関しては、聞き取りの際に、運搬してそちらに持っていきまして耕作をするというふうに伺っております。また、通作の距離につきましては、自宅から約60分ぐらいかかるという形で伺っております。また、3条のちょっと買受につきましては、今、委員さんがおっしゃるとおり、実際ちょっと遠いと耕作どうするのという話はあるのですが、今現在通作距離につきましては、審査する内容から外れておりまして、本人がやりたいということで申請いただきまして、適法であれば事務局としましても受けなくてはいけないというふうになっておりますが、聞き取りの中で実際そこがどういうふうにちゃんとやれるかというのは今後も追及してなるべく詳細な部分で、ここでとか事前協議の場で説明できるように今後努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 16番鎌田委員 よろしくお願ひします。今の時代ですから、非常に悪い言葉ですが、土地を転売するとか、そういうことはないと思うのですが。土地が動いているという時代ではありませんから、そういうことはないと思うのですけれども、老婆心ながらひとつよろしくお願ひします。
- 部会長 ともかく倉渕の方は2名なのです。前みたいに通作距離だとか、時間の距離だとか、そういう制約がなくなって、これはだめですよという、そういうあれが。
- 依田会長 だから、そういう議案出る前にもうちょっと詰めて話をさせていただいて、例えばバインダーとか、トラクターとか、もちろん農機具、あれは別かな。それを何で運ぶのだと。あそこからまさか転がしてくるわけにいかないでしょうから。
- 部会長 局長、お願ひします。
- 事務局 局長 鎌田委員さんがそういうご心配をされるのはごもっともだと思います。以前は、通作距離と時間が30キロ、1時間というのがありまして、それ以上のものについては、原則許可ができないと。それ以内でしたら、許可はやむ得ないという、県のほうからそういう事務連がありまして、それに基づいてやっていたのですが、実際に昔富岡市の方が大類町の農地を取得したいということで、実際に富岡市まで私も行きまして、その家の農機具だとかを確認して、実際どのぐらいかかるのかというのをはかって、たしかそのときは1時間30キロというのがありまして、やはり県のほうに相談しましたら、県のほうは本当に事務的な扱いで、その中にクリアしているのであれば、あと本人がやろうというのであれば、それは受けざるを得ないのではないですか、というような回答だったのです。今はそれが撤廃されたということですのでけれども、実際にでは30キロ未満であっても、1時間以内で到達するものであっても、ちょっとこれは心配されるなという案件というのは多々あるのではないかなと思います。私が思うのは、事前調査というのがあるので、3条の場合は新規就農というのが対象という形で行っているのですけれども、必ずしもその数字的に新規であれば、新規以外の方でなくても、もう少し慎重に審査をしたいということであれば、それが調査対象として本人さんと呼んで聞き取り調査というのもできるかなと思いますので、そこら辺については部会まで来てしまうとちょっともうそれがほとんどできないので、審査、うちの書類を預かった段

階で申請人から聞き取りをして、なおそれでも不明な場合は、部会長、職務代理、会長に相談して、事前調査の案件に入るかどうかというのを協議して、今後は対応したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○16 番鎌田委員 ぜひひとつよろしくお願ひいたします。個人的な心配ですが、農業委員としてもこの案件を見れば、皆さんみんな思っていると思うのです。ただ、何かちょっと聞き出せないような部分もあろうかと思ひますけれども、やっぱり言うべきことをきちんと言う。そういったものの農業委員、私たちここに出ているのだと思うのです。ぜひひとつそういうことで、議案に出てくる前の段階の一つのことにも、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

○部会長 それで、このナンバー1の人は田んぼのまま耕作して米か何かするか。このナンバー1の人は、畑でやるか、田んぼのまま。

はい。

○事務局 水田としてやっていくというふうには伺っています。

○依田会長 みんな3人ともかなりの面積で立派にやっているのはやっているのだよね、この状況を見て。

○16 番鎌田委員 それは、もう聞いています。

○19 番青柳委員 ちょっとひとついいですか。

○部会長 どうぞ。

○19 番青柳委員 これ、農地区分は、このところ幾つになる。

○部会長 どうぞ。

○事務局 農地区分の前にこちら青地の農地になりますので、農地区分的には農振という農というものになります。

○依田会長 これは、競売は、最低の価格というのが設定されているの。参入する最低の落札価格というのはあるよね。

○事務局 売却基準価格は481万円です。

○部会長 ほかにございませんか。

○全員 なし。

○部会長 では、このナンバー1からナンバー3の申請人について、異議がなしで、適格として証明してよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、適格として証明することにいたします。

それでは、中澤委員さん、どうぞ中へ。

(7番中澤委員 着席)

○部会長 次は、議案第7号に入ります。

それでは、議案第7号 農用地利用集積計画について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、農政部農林課、説明よろしく申し上げます。

○事務局

議案第7号 農用地利用集積計画について

(詳細に説明する)

○部会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、異議がなしということですので、決定することにいたします。ご苦労さまでした。

それでは、これより報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第5号まで事務局報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について、9件。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について、43件。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、7件。

報告第4号 農地法関係公売農地の許可について、1件。

報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について、44件。

○部会長 報告事項が終了いたしました。

それでは、その他ということで、事務局何かございますか。

はい。

○事務局

(事務局よりその他の事項について報告)

○依田会長 補足なのですが、開発審査会については、私が代表で農業委員会から出ておるのですが、確かに全てのことのいろいろの方面で、また農業委員会と別な見方での審査というのもやっています。そんなところも全部通ってきての審査、決定ということに最終的にはなろうかと思えます。

○部会長 皆様、そういう細かい内容はわからない中でいろいろそういう質問されると思うのです。

○19番青柳委員 そういうことだそうです。だから、回答はよく聞いておいてください。

◎閉会の宣告

○部会長 それでは、以上をもちまして第21回農地部会を終了といたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時30分 閉会